

一般財団法人ふくしま百年基金  
審査会の審査委員委嘱等に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、一般財団法人ふくしま百年基金（以下「本財団」という。）の助成金審査会規程第3条に規定された審査委員の委嘱、退任等について細則（以下、「本細則」という。）を定めるものである。

(本細則の適用範囲)

第2条 本細則は、本財団が実施する事業において開催されるすべての審査会において審査に参加する審査委員に適用される。

(審査委員の委嘱)

第3条 審査委員を新たに委嘱する場合は、理事長が理事会に対して候補者名、役職、選任理由を記載した書類を提出し、これに基づき理事会が承認した者に対して行う。

2 本財団の理事が役員を務める組織（以下、「関係組織」という。）の役員が審査委員の候補者に含まれている場合は、当該理事は当該関係組織の役員の審査委員承認に関する議事に加わることはできない。

3 理事会での審議の結果、異議が認められた場合は、当該審査委員は不承認となり、理事長は事務局と協議の上、別の審査委員を理事会に付議する。

4 理事会は、新たに選任される各審査委員につき、その見識、専門性、公正性、中立性の観点から、審査を行う事業の範囲を次に定める2つの領域のいずれかを指定する。

(1) 非営利セクターへの支援

(2) 営利セクターへの支援

5 前項の「非営利セクター」、「営利セクター」は、次に定める定義による。

(1) 非営利セクター NPO 法人等、公益の増進に資する非営利事業をしている非営利組織で、法人格の有無やその種類は問わない。

(2) 営利セクター 株式会社や個人事業主等、専ら私益の増進に関わる事業をしている組織で、法人格の有無やその種類は問わない。

6 非営利セクターに指定された審査委員は、営利セクターに関する審査会にも参加できる。営利セクターに指定された審査委員は、非営利セクターに関する審査会には参加できない。

(審査委員の退任)

第4条 審査委員が退任する場合は、理事長が理事会に対して退任者名、役職、退任理由を記載した書類を提出し、これに基づき理事会が退任を承認する。

(各審査会の審査委員選任)

第5条 理事長は、事務局と協議の上、専門性および中立性の観点から、各審査会で審査を行う者を、審査委員の中から選任し、執行役員会が承認する。

(改定)

第6条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第7条 本細則に定めるもののほか、審査委員の委嘱、退任等に関し必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

この規定は2020年8月28日から施行する。